

## 利根川尻さば漁場の操業調整会議の結果について

1 日 時 令和7年7月23日 午後2時から

2 場 所 航空会館（東京都）

3 出席者 東日本さば釣漁業協会 黒川会長ほか3名  
 千葉県沿岸漁業者協議会 坂本会長ほか7名  
 （ほかオブザーバー4名）

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会 重会長ほか7名  
 水産庁資源管理部管理調整課 馬場漁業調整官ほか2名  
 千葉県、静岡県及び東京都の行政担当者6名  
 事務局12名（各県漁連等）

### 4 概 要

- (1) 利根川尻さば漁場を巡っては、東日本さば釣漁業協会及び千葉県沿岸漁業者協議会（以下、沿岸側）と北部太平洋まき網漁業協同組合連合会（以下、北まき側）との間で、申合せ等が結ばれている。
- (2) 今般、この申合せ等の有効期間（2年間）が本年7月31日で満了となることに伴い、双方から申合せ等の改廃の申し出があったため、水産庁及び千葉県が立会人となって調整会議が開催された。
- (3) 沿岸側、北まき側の申入れ内容と結果

#### ①沿岸側

「利根川尻さば漁場におけるさばまき網漁業の条件」が付されている大中型まき網漁業に関して、千葉県一の島燈台正東線以南の海域における夜間操業の周年禁止、申合せ等の延長及び申合せに係る念書の「日出前2時間までの投網を認める」ただし書きの削除

#### ②北まき側

犬吠埼燈台 135 度の線以北のさばまき網操業期間を「12月11日正午から翌年2月1日正午まで」から「12月11日正午から翌年3月1日正午まで」に1か月延長

申し入れ内容は、双方受け入れられないとの回答があったため、従来どおりの内容で延長してはどうかという水産庁の提案を双方が受け入れ、申合せ等を従来どおりの内容で2年間延長することが合意された。

- (4) 当日は、申合せ等を延長するための確認書に係者の仮署名が行われた。

- (5) なお、「通称ゾウノハナ」に関する覚書に係る確認書の取扱いについては、別途当事者間（銚子市漁協と北まき側）で協議することになった。